

コンテンツの利用と創出を妨げないTPP対応の研究

A study on the Response to TPP that does not interfere with the creation and use of content

安田 一雅・ネットワーク分科会・情報セキュリティ大学院大学

Intellectual property, including copyright is one of the negotiation fields of TPP. Copyright law of Japan will be amended depending on negotiations. However, many people do not perceive it as a big problem. In this paper, it will close up the copyright field in number of TPP an item, and study on the Response to TPP that does not interfere with the creation and use of content.

研究のテーマ

日本の制度をTPPに対応させるにあたり、個人のコンテンツの利用と創出を妨げないようにするにはどうしたら良いか？

① 著作権及び関連する権利の保護期間

TPP	自然人の生存に基づく場合は著作者の 死後70年間 、自然人の生存に基づかない場合は 公表後70年間
現行法	個人の著作物は著作者の 死後50年間 、団体名義の著作物は 公表後50年間
予想される問題	保護期間の延長により、作品の利用の萎縮、作品の死蔵といった問題が悪化する
提案	<ul style="list-style-type: none"> 著作物の保護期間をTPPの定める期間に合わせる 権利者の意志表明で保護期間を短縮可能にする 今ある著作物の保護期間を維持する

② 権利の適当な均衡

TPP	正当な目的(研究・教育・報道など)を十分に考慮した制限または例外等によって、著作権及び関連する権利の制度における適当な均衡を達成するよう努める
現行法	例外規定を設けることで対応
予想される問題	法文にない正当な目的による利用が確認された場合はその都度立法しなければならない。TPP発効後に海外からの訴訟が増加することで立法が追いつかなくなる可能性がある
提案	法文上に規定のない著作物の利用態様に限り、フェア・ユースの法理に基づいて迅速に判断できるようにする

③ 技術的保護手段

TPP	技術的保護手段を権限なく回避する行為について、刑事上の手続きと刑罰を定める
現行法	回避する行為は違法ではないが、回避を伴う複製は違法
予想される問題	現時点で、回避行為の余地を残している不正競争防止法と回避行為を一切認めていない著作権法で矛盾が生じている
提案	技術的保護手段の回避は主に事業者を害する行為であることから、これを機に不正競争防止法で一本化する

④ 配信音源の二次使用料請求権

TPP	商業目的で発行されたレコード等(配信音源を含む) は放送について実演家およびレコード製作者に使用料請求権を付与しなければならない
現行法	配信音源は商業用レコードに含まれない
予想される問題	既にインターネットから直接配信される音楽サービスが普及しているため、対応すべき要件である
提案	商業用レコードの定義に配信音源を加える

⑤ 法廷損害賠償・追加的損害賠償

TPP	法定損害賠償または追加的損害賠償、あるいはその両方を制度として設け、 賠償額は将来の犯罪を抑制できる十分な額 を設定する
現行法	損害賠償の額は生じた損害の範囲内
予想される問題	日本では民事責任(被害者への救済)と刑事責任(加害者への処罰)を明確に分けており、両者の入り混じった懲罰的損害賠償は既存の制度と合致しない
提案	法廷損害賠償を導入する。懲罰はこれまでどおり刑罰が担うものとし、賠償額は生じた損害の範囲内とする

⑥ 著作権侵害の非親告罪化

TPP	故意による商業的規模の著作権又は関連する権利を侵害する複製及び商標の不正使用を 非親告罪 とする そのルールの適用は「著作物等を市場において利用する権利者の能力に影響を与える場合」に限定できる
現行法	著作権侵害は 親告罪 であり、権利者の告訴がなければ公訴を提起することができない
予想される問題	捜査機関が権利者の意向を無視して訴追を進めることが可能になる
提案	非親告罪にすることで生じる問題は運用で対応する <ul style="list-style-type: none"> 被害者が協力しない場合は訴追を行わない 著作権侵害の摘発を市場に影響する場合に限る

⑦ ISPの責任

TPP	ISPが権利者からコンテンツ侵害の通知を受け、侵害行為が明らかであると判断した際に、コンテンツを削除しても責任を問われない適切な制度を各国で提供する
現行法	プロバイダ責任制限法で対応。ただし、ISPに与えられているのは削除する義務ではなく権利である
予想される問題	ISPが海外の企業からコンテンツ侵害の通知を受けていながら削除に応じなかった場合、海外の企業がISDS条項に則ってTPPの協定違反を理由に日本政府を訴訟する可能性がある
提案	私はTPP参加国内におけるISPの免責に関するフレームワークが国ごとに異なること、文面に「適切な」というあいまいな表現が用いられていることから、現行のプロバイダ責任制限法をそのまま用いるのが妥当であるとする